不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>入室の解除</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>こども未来部保育課放課後児童保育係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市放課後児童保育室条例第６条
（入室の解除）
第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、入室を解除することができる。
⑴　入室の必要がなくなったとき。
⑵　保護者から退室の申出があったとき。
⑶　市外に転出したとき。
⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>条例第６条に該当する場合を例示すると次のとおりとなる。
⑴　保護者が退職し保育可能となった場合
⑵　保護者の病気・障がい等が快方に向かい保育可能になった場合
⑶　放課後児童保育室以外の場で放課後を過ごすこととなり保護者から退室の申出があった場合（学習塾、習い事等）
⑷　新座市外の公立小学校へ転校となった場合
⑸　児童が、施設入所、長期の病気、障がい等で集団生活のできない状況になった場合</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>